

第三十一回

参議院農林水産委員会会議録第二号

昭和三十三年十二月十六日(火曜日)午前十時四十八分開会

委員の異動

十二月十二日委員北村暢君及び小林孝平君辞任につき、その補欠として棚橋小虎君及び戸叶武君を議長において指名した。

本日委員吉田法晴君辞任につき、その補欠として大河原一次君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 関根 久藏君
理事 藤野 繁雄君
堀本 宜實君
東 清澤 俊英君
河野 謙三君

青山 正一君
秋山俊一郎君
雨森 常夫君
田中 茂徳君

大河原一次君
河合 義一君
棚橋 小虎君
戸叶 武君

芳賀 貢君
島村 軍次君
北 勝太郎君
島村 軍次君

政府委員

農林政務次官 高橋 衛君

農林省農林經濟局長 須賀 賢二君

農林省蚕糸局長 大澤 融君
事務局側

常任委員 安楽城敏男君
会専門員

説明員 花園 一郎君
経済企画庁調査課局次長 磯野 太郎君

本日の会議に付した案件
○理事の補欠互選
○臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会
設置法案(内閣提出)
○昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律
案(内閣送付、予備審査)

○農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(関根久藏君)臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会設置法案(内閣提出、同日委員会に付託)、昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○農業負債整理資金金融通特別措置法案(衆議院送付、予備審査)

○寒冷地畑作農業振興臨時措置法案(衆議院送付、予備審査)
○農林水産政策に関する調査の件(農林漁業と水質汚濁防止に関する件)(農業法第三号)及び寒地畑作農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第一号)(いすれも十二月十日内閣送付、予備審査)を一括して

○委員長(関根久藏君) ただいまから

農林水産委員会を開きます。

最初に、委員の変更について御報告いたします。

去る十二月十二日北村暢君及び小林孝平君が辞任され、棚橋小虎君及び戸叶武君が選任されました。

○政府委員(高橋衛君) ただいま上程になりました臨時生鮮食料品卸売市場

対策調査会設置法案の提案理由を御説明申し上げます。

青果物、魚介類、肉類等いわゆる生鮮食料品の流通の改善をはかることが必要も、一般消費者の利益を増進する上から

もきわめて重要であります。これら生鮮食料品の流通においては、品質が

変化しやすく迅速な取引を要するといふ生鮮食料品の特質から、产地あるいは消費地の卸売市場において大量の需

要と供給が集中し、その市場取引によって価格が決定されているのであります。

以上のようないわば生鮮食料品の流通機構の中核をなしているのであります。政府は、大正十二年に中央卸売市

場法が制定されまして以来、同法に基

きまして中央卸売市場の育成及び指導監督を行なつて参つたのであります

が、現在までのところ、中央卸売市場

を開設した都市は六大城市を含めてわ

ずかに十六都市であります。消費都

市に卸売市場を建設して流通経費の節減と価格の安定をはかるという同法の

目的には十分には実現されていない状況

であります。また中央卸売市場の開設、取引機構、取引方法などに関する

現行制度につきましても、生鮮食料品の流通事情の変化にかんがみまして根本的に検討すべき点が多いと存ずるの

であります。さらに生鮮食料品の卸売市場としましては、中央卸売市場法の対象とならない一般の消費地卸売市場

に応じ生鮮食料品の卸売市場についての対策に関する重要な事項を調査審議することとしております。次に、本調査

本法律案につきまして御質疑の向きは御質疑を願います。

○青山正一君 一点だけお聞きいたし

たいと思いますが、農林省の省議で決定いたしました三十四年度のこの生鮮食料品に関する、この流通に関する予算の内容をざくざくで一つ御説明願いたいと思います。

○政府委員(須賀賢二君) 三十四年度予算として要求をいたしております

んで申し上げますと、第一は、流通対策関係といたしまして、從来からやつております青果物の需給調整協議会、これをさらに拡充して進めて参りたいということが一点でございます。

生鮮食料品流通関係の予算をかいづまんでも申し上げますと、第一は、流通対策関係といたしまして、從来からやつております青果物の需給調整協議会、これをさらに拡充して進めて参りたいということが一点でございます。

それから青果物市況の速報をいたしまして、六大城市及び福岡につきまして傍受いたしまして、これを適当なるマス・コミュニケーションの波に乗せたい、さように考えております。それから第三点は、輸送方法、包装等につきまして一一包装は荷姿でございます

が、現在特に青果物につきまして非常に緊急な仕事でござりまするので、その試験、輸送費の補助、これをは

かっていく。それから第四点といましまして、從来青果物の流通関係につきましては、地方府においてできる限りの指導はいたしておったのでございま

すが、これに専念をする職員は現在地方府に置いてないのでござります。今後の方針といたしましては、できる限り、特に出荷面の指導におきまして、きめのこまかい指導を進めて参る必要があるのござります。そのためには方府に専任の職員を置きます助成を

いたしたい。

以上が流通関係でございますが、次に、市場関係につきましては、中央卸売市場を中心としたとして、今後青果物及び水産関係の流通改善をはかるということは、農林省が年來考えております基本の線でござります。それ

に即応いたしまして、中央卸売市場の整備費につきまして若干の助成をいた

したい。

以上が青果物の流通改善いたしまして現在要求いたしておりますの

は、三十四年度の要求額が約五千四百

万円、それから市場関係では約四億七

百万円の予算を要求いたしております。

○青山正一君 ただいま経済局長から

主として青果物を中心とした予算の内

容の説明があつたわけござります

が、中央市場はただ単に青果市場ばかりではない。魚市場もあるわけなんですが、その面の予算もはつきりと水産

庁には組んであると思われるのですが、その点をお伺いいたしたい。

○政府委員(須賀賢二君) 今、農林省

の所管関係が、特に流通関係につきま

しては、青果の関係が私の方、水産関係

が水産庁といふふうになつております

ので、今私は主として青果を中心

にして申し上げましたが、本産物の流通

改善につきましては、水産庁所管とい

ります。非常に農林省の労苦を多といたします。非常に今度は予算をたくさん計上しておられるという事実を私自身認めたいと存じます。そこで、本題に即応いたしまして、中央卸売市場の整備費につきまして若干の助成をいたしたい。

以上が青果物の流通改善いたしまして現在要求いたしておりますの答弁をそのまま今の現在においても了解してもよろしくございますがどうか、その点について承わりたいと存じます。

○政府委員(高橋衛君) ただいま御質問の点に関しましてお答え申し上げま

すが、この前の臨時国会におきま

すが、その面の予算もはつきりと水産

庁には組んであると思われるのですが、その点をお伺いいたしたい。

○政府委員(河野謙三君) ちょっとお尋ねしてお

いて、本法律案に關連して各般の御質疑

がございまして、私ども政府の立場から御答弁申し上げたのでござります

が、その点につきましては、今日もそ

の当時と何ら變つておりませんので、

その通りの方針で進みたいと、こうい

うふうに考えております。御了承願い

たいと存じます。

○河野謙三君 ちょっとお尋ねしてお

いて、本法律案に關連して各般の御質

問に關連してお答え申し上げま

すが、その面の予算もはつきりと水産

庁には組んであると思われるのですが、その点をお伺いいたしたい。

○政府委員(河野謙三君) 私は、これは希望です

が、どうせこういうふうな調査会を作

って、各界の権威者に三十人も寄つて

ます。非常に今度は予算をたくさん

いたくんだから、主として生鮮食料

品の卸売市場の調査ということです

ですが、この機会に、一般農産物、

たとえば木材であるとか、問題になっ

ている生糸であるとか、こういうもの

にも論議が及んでもいいというだけの

答えがあつたわけございますが、そ

れも論議が及んでもいいというだけの

答えがあつたわけございませんが、そ

り、大きな打撃をこうむつたのであります。さるに加えて昭和三十一年には四十数年ぶりという大凶作に見舞われましたため、農家負債は急増し、農業経営は著しく悪化するに至り、ために農民は營農意欲に燃えながらも、苦境に呻吟しているのであります。このような農民の窮状を開拓するため、もとより国としても、また地方公共団体としても、もちろんの応急対策を実施し、何とか再生産の維持に努めているのであります。今日までの施策は農民の当面する窮状の打開策にとどまつてゐるにすぎないのであります。もし今後長く根本策の確立を怠り、このような事態を放置いたしますならば、寒冷地帯の農業は常に冷害凶作の災害に見舞われ、農民がいよいよ塗炭の苦しみに陥りますことは想像にかたくないところであります。それゆえに、昭和三十一年の大凶作を契機に寒冷地帯の農業振興のための恒久対策を樹立すべきであるとの意見がぼうはいとして高まってきたのであります。

自然的な制約条件に対応して、農業生産における各般の基礎条件を整備するとともに、地力の維持増強、生産手段の整備、営農技術の向上等のために必要な措置を総合的に実施し、もって寒冷地帯に適応する農業経営、すなわち畜舎を組み入れた主畜經營または混同經營を確立することが絶対不可欠の要件であります。しかしながら、これがために、多額の投資を必要としたものですので、冷害により経済的な苦境にある農民が多額の自己資本を投下し、寒冷地帯に適応する農業経営を確立することはもとより至難のこととなります。

また、農林漁業金融公庫資金その他制度資金の融通、あるいは国庫補助等の方法により行われております各種の補助助成措置も、ともすれば、米麦の増産に重点的に振り向けられる場合が多く、特に融資については金利、償還期限等の条件が寒冷地帯における農民の経済状態に適合していないため、通常の金融ベースに乗らないという欠陥があると存ずるのであります。政府においても、以上のような寒冷地帯の畑作農業の実情にかんがみまして、昭和三十二年度に実施いたしました寒冷地農業調査の結果に基き、本年度から農林漁業金融公庫資金の計画的な融通による畑作農業改善対策を実施し、これまで組織だった政策としてほとんど取り上げられていなかつた寒冷地農業振興対策を、現行諸法規の許す範囲内で著しく前進させたのであります。この対策におきましては、農業生産の基礎条件の整備が並行して行われがたく、金利や償還期限等の融資条件がかなりきびしく、さらには指導的組織的

な強化が容易でない等の難点があることを指摘せざるを得ないのであります。すでに衆議院農林水産委員会においても昭和三十三年四月二十三日、全会一致をもって寒冷地農業振興対策特別措置の確立に関する決議を行い、これが立法化の必要を明らかにいたした経緯にかんがみましても、寒冷地帯の畑作農業を振興させるためには、その実態に即応した基本対策を総合的かつ計画的に実施する必要があると思うのであります。

以上がこの法律案を提出するに至りました経緯と趣旨の大要であります。が、次に、本案の骨子について簡単に御説明いたしたいと存じます。

まず第一に、寒冷地畑作農業振興地域の指定についてであります。が、農林大臣は、平年度において、五月から九月までの積算温度が摂氏二千六百度以下、無霜期間が百七十五日以下または七月及び八月の平均気温が摂氏二十度以下であつて、耕地利用率が百分の百十以下の畑作を主とする農業地域で主畜經營または混同經營によらなければ、その地域内の農業者の經營の安定が得られないと認められる道県の区域の全部または一部を寒冷地畑作農業振興地域として指定することとしているのであります。

第二に、以上の寒冷地畑作農業振興地域について、自然的経済的・社会的条件に応じて、農業經營の目標を定めることがあります。が、この農業經營の目標につきましては、道県知事の定めるものを農業經營基準、また市町村長の定めるものを營農類型としているのであります。

第三に、農業振興計画の樹立及び実

施に関する事項であります。これは、寒冷地畑作農業振興地域内の農民の経営を以上のような目標に到達やすべくするため、市町村長及び道県知事並びに農林大臣が農業生産基盤、農業生産手段及び生産物の流通機構の整備に関する農業振興計画を定め、政府はこの計画を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならないとしているのであります。

第四に、寒冷地畑作農業振興地域内の農民の経営が、さきに述べました目標に到達するために必要な長期低利資金を融通しようとするものであります。これは、まず農民に自己の農業經營改善計画を樹立させ、次に、これを道県知事が認定し、その認定を受けた者に対し、農林漁業金融公庫から、当該計画を実施するために必要な資金を利率三分五厘、償還期間三十年以内で計画的に融通することとしているのであります。

第五に、指導の強化に関する事項であります。これは、農業經營改善計画の作成及び実施を指導させるため、特に道県に農業經營改善指導員を置くことができるることとし、この設置に要する経費の一部を補助しようというものです。なお、道県知事及び市町村長が指導を行ふに当つては、自主的な協力組織として作られた農家群と密接な連絡を保つて指導を行い、その効果を高めることとしているのであります。

以上が、この法律の主眼点となつてゐるのですが、これらの五つの事項の実施によりまして、寒冷地帯における農民の営農を具体的に改善し、自然的・社会的・経済的な要素条件に対応する

農業生産力の発展と農業経営の安定をはかり、もつて国民経済の発展にも大きく寄与せしめたいと存するのであります。

何とぞ、御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(関根久藏君) これらの法律案の審査は、日を改めて行うことになります。

ここでしばらく休憩して午後一時より再開いたします。

午前十一時三十六分休憩

午後一時四十五分開会

○委員長(関根久藏君) 委員会を再開いたします。

農林漁業と水質汚濁防止に関する件を議題といたします。この件は、長い間当委員会の問題として大きな関心が払われておりましたところ、本件に関連して今国会に政府から公共用水域の水質の保全に関する法律案及び工場排水等の規制に関する法律案、また、衆議院議員赤路友藏君外四十六名によつて、水質汚濁防止法案が提出されておりますので、本日はまず政府提案のものについて、経済企画庁及び通商産業省当局から一応説明を聴取することにいたします。

まず公用用水域の水質の保全に関する法律案から始めます。

なお、衆議院における審査の模様等についても、あわせて説明を願います。

また、御質疑の向ぎは、両法律案の説明が終つてからお願ひいたします。

政府からの説明員は、経済企画庁調査監局参事官花園一郎君、通商産業省企

が、みぞに入つてから川に流れ込みます場合は、みぞを通つて工場まで規制が及ぶ。灌漑用水路も同じでございます。それから、その他の公共の用に供される水路は当然でございます。それから除かれるものは、その出口でこの法律は一応適用がとまるわけでござります。従いまして、公共下水路に污水を流しております工場は、直接的にはその方の法律が働くということになります。

それから第二項で、「水質基準」と

は、工場、事業場、それから鉱山、水

洗炭業の事業場から指定水域に排出さ

れる水の汚濁の許容限度をいう。この規

場合は「放射線を発生する物質による

汚染を除く。」これは放射線関係の法

律が別にござりますので除いたわけでございますが、この規定では、この規

定にござります通り、一応適用範囲を

ここで規定しておるわけであります。

それじゃ、本質基準とはどういうも

のかということになりますと、一応、一

つの河川について指定水域がきまりま

すと、おむねその水域の本流の汚染

度、汚濁度を予定しながら、それぞれ

の工場からの排出水について汚染度を

決定していく。従いまして、Aという指

定水域がござりますれば、その水域に

汚水を流す工場は、BOD何パーセン

ト以下とか、またはペーハー幾ら幾ら

以内、またはそういうふうな大腸菌の

含有量幾ら幾らというふうな規定が一

般的にございまして、それでその工場

の出口で汚水をはかつて規制していく

ということになるわけでござります。

第二章に「水質基準」というものが

きめてあります、まず第四条で経済企画

企画庁長官は、公共用水域のうち、

第六条は、公示の規定でございまし

て、公示とともに関係行政機関の長に

通知する、その公示によって効力を生

すといふことになつております。

当該水域の水質の汚濁が原因となつて

関係産業に相当の損害が生じ、若しく

は公衆衛生上看過し難い影響が生じて

いるもの又はそれのおそれの高いも

のを、水域を限つて、指定水域として

指定する。従いまして、関係産業に

相当の損害または公衆衛生上見のがし

がたい影響が生じているもの、または

そのおそれのあるものを指定するとい

うことにしておりまして、ここで

指定水域の指定の仕方について一応規

定しておるのでござります。それで指

定水域を指定いたしますと、その指定

水域にかかる水質基準をきめろとい

うことを二項に規定しております。従い

まして、この場合、指定水域がきまり

ますときには、当然その水質基準とい

うものは、大体同時に規定されていくと

いうことがここに書いてあるわけであ

ります。それから第三項で「必要な程

度をこえないものでなければならな

い。」これは要するに過度に水質基準

をきめて、汚水を流す工場、事業場

に、必要以上に除去施設等の負担を背

負わせるということがあつてはなりま

せんので、あくまで必要な程度のもの

であるというこをいつておるわけで

あります。これらの水質基準または指

定水域の指定につきましては、水質審

議会の議を経てきめる、変更するとき

も同様である。

これらの指定水域なり水質基準とい

うものが特定の河川別に設けられます

道府県知事の関心並びに行政関係から

立が見られる問題でござりますので、関

係都道府県知事の意見を聞かなければ

いかぬ、指定する前に意見を聞くのだ

といふことをいつておるわけです。

第六条は、公示の規定でございまし

て、公示とともに関係行政機関の長に

通知する、その公示によって効力を生

すといふことになつております。

第七条が遵守義務でござりますが、

これは「排出水を排出する者は、当該

指定水域に係る水質基準を遵守しなけ

ばならない。そのためには、われ

われただいま考えておりますところで

は、やはり渕水期、豊水期、つまり一

年を通じて、たとえば淀川なら淀川と

いう川について一年を通じて常駐いた

しまして、渕水期、豊水期それぞれの

川のあり方、それを一応調べ上げる。

また、そこからいろいろとりました資

料につきまして、たとえば汚水その

ものについてみれば、一定した分析方

式を適用して化學的または物理的内容

の、何といいますか、ずさんにならな

いような方法をとらなければいけない

ります。それから第三項で「必要な程

度をこえないものでなければならな

い。」これは要するに過度に水質基準

をきめて、汚水を流す工場、事業場

に、必要以上に除去施設等の負担を背

負わせるということがあつてはなりま

せんので、あくまで必要な程度のもの

であるというこをいつておるわけで

あります。これらの水質基準または指

定水域の指定につきましては、水質審

議会の議を経てきめる、変更するとき

も同様である。

これらの指定水域なり水質基準とい

うものが特定の河川別に設けられます

道府県知事の関心並びに行政関係から

立が見られる問題でござりますので、関

係都道府県知事の意見を聞かなければ

いかぬ、指定する前に意見を聞くのだ

といふことをいつておるわけです。

第六条は、公示の規定でございまし

て、公示とともに関係行政機関の長に

通知する、その公示によって効力を生

すといふことになつております。

第七条が遵守義務でござりますが、

これは「排出水を排出する者は、当該

指定水域に係る水質基準を遵守しなけ

ばならない。そのためには、われ

われただいま考えておりますところで

は、やはり渕水期、豊水期、つまり一

年を通じて、たとえば淀川なら淀川と

いう川について一年を通じて常駐いた

しまして、渕水期、豊水期それぞれの

川のあり方、それを一応調べ上げる。

また、そこからいろいろとりました資

料につきまして、たとえば汚水その

ものについてみれば、一定した分析方

式を適用して化學的または物理的内容

の、何といいますか、ずさんにならな

いような方法をとらなければいけない

ります。それから第三項で「必要な程

度をこえないものでなければならな

い。」これは要するに過度に水質基準

をきめて、汚水を流す工場、事業場

に、必要以上に除去施設等の負担を背

負わせるということがあつてはなりま

せんので、あくまで必要な程度のもの

であるというこをいつておるわけで

あります。これらの水質基準または指

定水域の指定につきましては、水質審

議会の議を経てきめる、変更するとき

も同様である。

これらの指定水域なり水質基準とい

うものが特定の河川別に設けられます

道府県知事の関心並びに行政関係から

立が見られる問題でござりますので、関

係都道府県知事の意見を聞かなければ

いかぬ、指定する前に意見を聞くのだ

といふことをいつておるわけです。

第六条は、公示の規定でございまし

て、公示とともに関係行政機関の長に

通知する、その公示によって効力を生

すといふことになつております。

第七条が遵守義務でござりますが、

これは「排出水を排出する者は、当該

指定水域に係る水質基準を遵守しなけ

ばならない。そのためには、われ

われただいま考えておりますところで

は、やはり渕水期、豊水期、つまり一

年を通じて、たとえば淀川なら淀川と

いう川について一年を通じて常駐いた

しまして、渕水期、豊水期それぞれの

川のあり方、それを一応調べ上げる。

また、そこからいろいろとりました資

料につきまして、たとえば汚水その

ものについてみれば、一定した分析方

式を適用して化學的または物理的内容

の、何といいますか、ずさんにならな

いような方法をとらなければいけない

ります。それから第三項で「必要な程

度をこえないものでなければならな

い。」これは要するに過度に水質基準

をきめて、汚水を流す工場、事業場

に、必要以上に除去施設等の負担を背

負わせるということがあつてはなりま

せんので、あくまで必要な程度のもの

であるというこをいつておるわけで

あります。これらの水質基準または指

定水域の指定につきましては、水質審

議会の議を経てきめる、変更するとき

も同様である。

これらの指定水域なり水質基準とい

うものが特定の河川別に設けられます

道府県知事の関心並びに行政関係から

立が見られる問題でござりますので、関

係都道府県知事の意見を聞かなければ

いかぬ、指定する前に意見を聞くのだ

といふことをいつておるわけです。

第六条は、公示の規定でございまし

て、公示とともに関係行政機関の長に

通知する、その公示によって効力を生

すといふことになつております。

第七条が遵守義務でござりますが、

これは「排出水を排出する者は、当該

指定水域に係る水質基準を遵守しなけ

ばならない。そのためには、われ

われただいま考えておりますところで

は、やはり渕水期、豊水期、つまり一

年を通じて、たとえば淀川なら淀川と

いう川について一年を通じて常駐いた

しまして、渕水期、豊水期それぞれの

川のあり方、それを一応調べ上げる。

また、そこからいろいろとりました資

料につきまして、たとえば汚水その

ものについてみれば、一定した分析方

式を適用して化學的または物理的内容

の、何といいますか、ずさんにならな

いような方法をとらなければいけない

ります。それから第三項で「必要な程

度をこえないものでなければならな

い。」これは要するに過度に水質基準

をきめて、汚水を流す工場、事業場

に、必要以上に除去施設等の負担を背

負わせるということがあつてはなりま

せんので、あくまで必要な程度のもの

であるというこをいつておるわけで

あります。これらの水質基準または指

定水域の指定につきましては、水質審

議会の議を経てきめる、変更するとき

も同様である。

これらの指定水域なり水質基準とい

うものが特定の河川別に設けられます

道府県知事の関心並びに行政関係から

立が見られる問題でござりますので、関

係都道府県知事の意見を聞かなければ

いかぬ、指定する前に意見を聞くのだ

といふことをいつておるわけです。

第六条は、公示の規定でございまし

て、公示とともに関係行政機関の長に

通知する、その公示によって効力を生

すといふことになつております。

第七条が遵守義務でござりますが、

これは「排出水を排出する者は、当該

指定水域に係る水質基準を遵守しなけ

ばならない。そのためには、われ

われただいま考えておりますところで

は、やはり渕水期、豊水期、つまり一

年を通じて、たとえば淀川なら淀川と

いう川について一年を通じて常駐いた

しまして、渕水期、豊水期それぞれの

川のあり方、それを一応調べ上げる。

また、そこからいろいろとりました資

料につきまして、たとえば汚水その

ものについてみれば、一定した分析方

式を適用して化學的または物理的内容

の、何といいますか、ずさんにならな

いような方法をとらなければいけない

ります。それから第三項で「必要な程

度をこえないものでなければならな

い。」これは要するに過度に水質基準

をきめて、汚水を流す工場、事業場

に、必要以上に除去施設等の負担を背

負わせるということがあつてはなりま

せんので、あくまで必要な程度のもの

であるというこをいつておるわけで

あります。これらの水質基準または指

定水域の指定につきましては、水質審

は何らかの独立機構をこの際考へてほしいという要望が強く出ておるよう私伺つております。さらに第四章で和解の仲介を入れた関係の……このたびの提出法案に新しく入った章でございます。これは内容といたしましては、工場、事業場から公共用水域に排出された水または水の処理によつて生じた物で、工場、事業場から公共用水域に廃棄されたものによつて生じた被害、これは非常にむずかしい書き方でございますが、水の被害はまず当然、それから工場、事業場から排出される水、水を出すときに、上澄みだけ流して、遺物は丘の上にほうておく、そうして今度は適当にたまたまところで公共用水域にぼうり込むというやつを、実はこれは特に鉱山関係等においてあるといふことでござりますが、それを一応こういうふうに規定しております。ただし、カッコの中で、「鉱害及び水洗炭業の施業による被害を除く。」といふことで、それ別個の特別法を持つておりますものについては、ここにはあがつてこない。鉱害につきましては、鉱業法の和解、水洗炭業については、その方の和解ということになるわけであります。それから「損害賠償に関する紛争その他民事上の紛争が生じたときは、」これは單に損害賠償という金額の紛争だけでなく、たとえば施設紛争、この際排水路を別に作れというような関連紛争も一応これで考えていいんですねいかということにしてあります。

都道府県知事は、仲介候補者といふものを毎年十五人以内に委嘱しておきまして、名簿を作つて、そうしてそ

うちから五名以内を指定して、特定の案件についての仲介の労をとつてもらう、こうしたことになりますが、これらはあくまでこの仲介員候補者は「一般業その他の産業又は公衆衛生に関し学識経験を有する者」ということで、利害関係者という趣旨はこの際入つておらぬわけでございます。これも十五名といふことで、非常に実は関係産業が多ございまして、若干これはなほ多いことが望ましいのではないかという意見もあつたわけでございますが、特定の仲介対象については、やはり関係産業というものが相当制約されるだろう、従いまして、仲介員五名以内を指定することになつておりますので、これまでいきますならば、当然一般公益代表者が一名、それ以外に、それぞれの関係者が、学識経験者が四名といふことに相なるわけであります。ですから関係行政機関は、二十三条は、要するに仲介員から請求があつたときは、たとえば足尾銅山の被害について、仲介員から足尾銅山の資料をよこせ、まつた足尾銅山の鉱害についての県の資料はないか、通産省はどうかという場合に、都道府県知事を通じて、そういう協力を求めるということになつてゐるわけであります。

附則におきましては、公布の日から三ヵ月以内に施行いたしたい。ただいま工場排水の規制に関する法律案の提出の目的につきましては、ただいま企画庁の方から御説明がございましたの考え方からいたしますれば、若干おくれて参つておるわけで、はなはだ残念でございますが、法案ができましたならば、なるべくすみやかに政令で定めまして施行いたしたいと存じてゐる

次第であります。

ただ四章の規定は、特に都道府県に対する和解の仲介関係においては、これに対する都道府県の予算の編成その他ございますので、来年度当初から施行いたしますことになると思います。

経済企画庁設置法の一部を修正いたします点は、先ほど十七条の説明で申し上げました通りとりあえず調整局でこれを取り扱うという趣旨において条文修正をいたしまして、水質審議会の規定は、肥料審議会の次に一項目を起したわけであります。

○委員長(閑根久藏君) 速記をとめて。〔速記中止〕

○委員長(閑根久藏君) 速記をつけて。○説明員(花園一郎君) 以上、まことに概略でござりますが、概要の説明を終りたいと思います。

○委員長(閑根久藏君) 続いて工場排水等の規制に関する法律案の説明を求めます。

この法律案についても、衆議院における審査のものと合せて説明を願います。

○説明員(磯野太郎君) ただいま簡単に御説明申し上げます。

工場排水の規制に関する法律案の提出の目的につきましては、ただいま企画庁の方から御説明がございましたの考え方からいたしますれば、若干おくれて参つておるわけで、はなはだ残念でございますが、法案ができました場合には、これを事前に主務大臣に届け出さることにいたしております。そう

として工場排水法を新しく提案いたし

等につきまして、六十日以前に主務大臣にこれを届け出させます。そ

ましたゆえんは、御承知の通り工場、事業場以外につきましては、すでに鉱業法等の実施法が從来からございまして、これらのもから出ます排水、汚水の処理、その弊害の防止につきましては、その基本法は、一応の法体系ができ上つておるわけであります。ただ、從来それが運用されています水質保全法という基本法が從

来ございませんでしたので、その運営がうまくいかなかつた、こういう点だろうと思います。従つて、從来の法律体系から抜けておりました工場、事業場につきまして新しく基本法の設定に伴つて取締法、実施法を提案する必要がございましたので、この法律を提案いたしましたわけでござります。

簡単にこの法律の大体の骨格を申し上げますと、この法律におきましては、まず排水、污水を出すところの製造設備、あるいは洗滌設備等をこの法律におきまして特定施設とというふうな名のものに把握いたしまして、この特定施設、これは今申し上げましたように汚水、排水を出す施設でござりますので、大体、主として一般産業におけることは洗滌設備等がおもになりますが、生産工程の全部にわたりまして汚水、排水を出すものにつきましては、製造設備一般が特定施設として指定す

ますと、まず第一に、この法律は、たゞいま企画庁から御説明のございまし工場排水等の規制に関する法律案について具体的な御説明がございましたの特定施設を設置、変更いたします場合には、これを事前に主務大臣に届け出さることにいたしております。そ

れが本体でございますが、それが特定の設置あるいは汚水処理施設の設置あるいはその使用の方法について、足踏みをして待つておるわけであります。主務大臣に対しても届け出をやりましたならば、六十日以内にその改善について指示をいたすことになつております。従つて、逆に言いますと、

設の設置、変更あるいは汚水処理施設の設置あるいはその使用の方法について、足踏みをして待つておるわけであります。従つて、逆に言いますと、主務大臣に対しても届け出をやりましたならば、六十日以内にその改善について指示をいたすことになつております。従つて、逆に言いますと、

設の設置、変更あるいは汚水処理施設の設置あるいはその使用の方法について、足踏みをして待つておるわけであります。従つて、逆に言いますと、主務大臣に対しても届け出をやりましたならば、六十日以内にその改善について指示をいたすことになつております。従つて、逆に言いますと、

大臣の承認を受けて、たとえば主務大

臣の承認を受けました場合でも、指定水域に放流水を放流しました場合に、水質基準に適応しないというふうな現象が生じました場合には、これは當時改善命令を出す、こういうふうなことが第三の点でございます。

そのほか第四点といたしましては、これは企業の公益的な立場、あるいは企業の倫理道徳的な立場から他産業との調整の関係でこういうふうな汚水の処理をやるわけでございますけれども、この汚水の処理につきましては、それが直接には企業の利潤に奉仕しないというふうな意味合いからいまして、たとえば中小企業等にとっては、相当な負担になりますし、それらまたこの水質の基準の設定、あるいは汚水の処理につきましては、日本におきましては新しい事項でございますので、第四点といたしまして、そういう国の助成的な立場をこの規定の中に織り込んでおります。つまり、この規定でございまして、これを推進するというふうて、国は資金の供与その他について援助をいたしますと同時に、技術の研究について、これを普及させる必要がござりますので、第四点といたしまして、そういう国の助成的な立場をこの規定

の規定を織り込んでおります。

大体、この法律の骨子につきましては、以上申し上げた通りでございますが、お手元にございます工場排水等の規制に関する法律案をごらんいただきまして逐条的に簡単に申し上げますと、第一条は、ただいま申し上げましたような目的でございまして、新しく製造業とつまり抜けておりました工場、事業場「製造業等における事業活動に伴つて発生する汚水等の処理を適切にすることにより、公用用水域の水质の保全を図ること」がこの法律の目的でございます。

第二条は、この法律でいろいろ出て参ります言葉の定義をそこに示していきますが、それは第三項においては、この法律の定義を掲げております。

それから第三条は、これは第二項上げました「特定施設」、これは第二項にございますが、それから第三項においては、この法律の定義を掲げております。

それから第六条でございますが、第六条は特定施設の使用の方法等の変更の届出でございまして、先ほど申し上げましたように、特定施設の設置そのものの届出は、第四条で届出をするわけではございませんけれども、一たん設置されている者は、その特定施設を設置する污水等の処理を適切にし、公用用水域の水質の保全に心掛けなければならぬ」と、こういうふうなことは一種の訓示規定ではございますけれども、水質保全法にもこういう趣旨の規定がございますが、それを受けまして特に特定期設を設置している者は污水、排水を出す可能性が非常に強いものでござりますから、そういう特定期設を所

設の設置、変更については、あらかじめ主務大臣に、ここにいろいろ書いてございます七つばかりの事項について、これを主務大臣に届出することによってあります。

五条は経過措置でございまして、これはこの法律が施行になりました後に、従来指定水域でなかったものが指定水域となつたような場合、あるいは従来ある製造設備がこの法律にござります特定施設でなかつたけれども、ある理由によって特定施設になつた、そういうふうな場合には、これは特定施設に日から三十日以内に主務大臣に届出することになつております。これは経過規定でございます。

それから第六条でございますが、第六条は特定施設の使用の方法等の変更の届出でございまして、先ほど申し上げましたように、特定施設の設置そのものの届出は、第四条で届出をするわけではございませんけれども、一たん設置されている者は、その特定施設を設置する污水等の処理を適切にし、公用用水域の水質の保全に心掛けなければならぬ」と、こういうふうなことは一種の訓示規定ではございますけれども、水質保全法にもこういう趣旨の規定がございますが、それを受けまして特に特定期設を設置している者は污水、排水を出す可能性が非常に強いものでござりますから、そういう特定期設を所

て、污水の処理の方法の計画の変更を命じただけではその水質基準を確保することが困難であるというふうな、いわば特別的な場合があると存じますけれども、これはたとえば水質基準が相当度であるような場合、あるいは現在の技術水準では、その特定施設の廃止だけではなくて、特定施設それ自体に命じることができる、こういうことにしているわけでございます。

それから第八条は、実施の制限といつたとしているわけでございます。

それから第九条は、使用開始の届出は污水の処理の方法を変更するといふふうな場合には、この六条の規定によりまして、これを主務大臣に届出させることにいたしております。

それから第七条は、污水等の処理の方法の計画の変更等の命令でございまして、先ほど申し上げましたように、届出があつた日から――その届出を受理した日から六十日以内の間で、主務大臣はその業者の污水の処理の方法に関する計画の変更を命じ得ることにいたしております。それから第七条の二項でございますが、これは第一項におきま

して、第一項は、承継の規定でございまして、この法律によりまして、いろいろ政府に対してもした届出あるいは主務大臣の承認、そういうふうな権利義務の関係につきましては、その間に特定施設の譲渡、譲り受けがあるかと思われるが、その譲渡、譲り受けの場合には、そういうふうな行政行為は、譲り受けの場合は、そういうふうな届出、あるいは承継をされるというふうな、承継の規定でございます。

第十二条は、污水等の処理の方法の改善等の命令でございまして、先ほど申し上げましたように、主務大臣が常時実情を把握いたしまして、必要があると認めます場合には、污水の処理の方法の改善、あるいは特定施設の使用の一時停止というような措置を命ずることになります。

第十三条は、先ほど申し上げましたように、予防的な規定といたしまして、水質の測定を業者に義務づけておられる規定でございます。

第十四条は、本件の実施を確保するための立ち入検査の規定。

第十五条は、報告の徴収の規定でございます。

第十六条、第十七条は、先ほど申し上げましたように、国の援助、それから技術的研究に関する規定でござります。

第十八条は、本法によります処分に不服のある者の、主務大臣に対する異議の申し立てを規定しております。

第十九条は、その異議の申し立てがら技術的研究に関する規定でございました場合の公開聴聞の方法の規定でございます。

第二十条もそれでございます。

第二十一条は、ここに主務大臣をいろいろ書いてございますが、これは各特定施設の所管大臣が、この法律による主務大臣になりますので、大蔵大臣以下五つの長がこれになつております。

第二十二条は、権限の委任の規定でござります。

以下第二十三条から第二十七条まで、罰則の規定を書いております。それから最後に、附則といたしまして、基本法でございます水質保全法とあわせまして、公布の日から三月をこえぬ範囲内で、政令に定める日から施行することになつております。

附則の一一番最後に、地方税法の特例を書いてございますが、そこにはございまして、公表の日から三月をこえぬ範囲内で、政令に定める日から施行することになつております。

○委員長(關根久藏君) 御質疑の向きは御質問を願います。以上申し上げました。

午後二時四十八分速記中止

午後二時五十七分速記開始

○委員長(關根久藏君) 速記をつけて。本日はこれをもつて散会いたします。

午後二時五十八分散会

十二月十日本委員会に左の案件を付託された。

一、臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会設置案

臨時生鮮食料品卸売市場調査会

臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会

(所掌事務)		調査会設置法
第一条	農林省に、附属機関として、臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会(以下「調査会」という。)を置く。	(設置)
第二条	調査会は、農林大臣の諮問に応じ、生鮮食料品の卸売市場についての対策に関する重要事項を調査審議する。	調査会は、農林大臣の諮問に応じ、生鮮食料品の卸売市場についての対策に関する重要事項を調査審議する。
第三条	調査会は、委員三十人以内で組織する。	調査会は、委員三十人以内で組織する。
2	委員は、前条に規定する事項に關し学識経験のある者のうちから農林大臣が任命する。	委員は、前条に規定する事項に關し学識経験のある者のうちから農林大臣が任命する。
3	委員は、非常勤とする。	委員は、非常勤とする。
(会長)	第四条 調査会に、会長を置き、委員の互選によって、これを定める。	第四条 調査会に、会長を置き、委員の互選によって、これを定める。
(専門委員)	2 会長は、会務を總理する。 3 会長に事故がある場合には、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。	2 会長は、会務を總理する。 3 会長に事故がある場合には、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

十一月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。	十一月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律案	一、昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律案
二、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案	二、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案
三 専門委員は、第二条に規定する事項に関する法律案	三 専門委員は、第二条に規定する事項に関する法律案

昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律案	昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律案
(答申)	第一条 調査会は、第二条に規定する事項に関する法律案
第六条 調査会は、第二条に規定する事項に関する法律案	第六条 調査会は、第二条に規定する事項に関する法律案
3 専門委員は、非常勤とする。	3 専門委員は、非常勤とする。

昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律案	昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律案
(米穀の売渡)	(米穀の売渡)
第三条 市町村が被害農家に対しその販用消費量を基準とし災害による減収の程度を参考して農林大臣の定める数量の米穀を売り渡すの	第三条 市町村が被害農家に対しその販用消費量を基準とし災害による減収の程度を参考して農林大臣の定める数量の米穀を売り渡すの
内に必要な数量の米穀を都道府県が	内に必要な数量の米穀を都道府県が

とする。

(政令への委任)

第七条 この法律に定めるものほか、調査会の組織及び運営に關する必要な事項は、政令で定める。

附 则

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のよう改定する。

当該市町村に売り渡す場合には、政府は、当該都道府県に対しこれに必要な数量の米穀を農林省令で定める手続に従い売り渡すものとする。

(売渡の価格)

第四条 政府が前条の規定により都道府県に米穀を売り渡す場合の価格は、被害農家が市町村から買入する場合の当該米穀の購入価格をおおむね次の各号に掲げる額となるように農林大臣が定める。

一 国内産米穀については、玄米(三等)六十キログラムにつき、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県又は福井県の区域内において生産されたものにあつては三千八百八十円、その他の都府県の区域内において生産されたものにあつては三千九百円

二 輸入米穀については、前号の額を基準として農林大臣が定める額

に改める。

附 则

この法律は、公布の日から施行する。

附 则

ち政令で定める額に相当する部分については、十分の九】を加え、同項第三号ロ中「当該部分の十分の七・五」の下に「当該部分のうち政令で定める額に相当する部分については、十分の八・五】を加える。

附 則
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年一月一日以後の災害に係る災害復旧事業について適用する。

繭糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

繭糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(衆)

一、農家負債整理資金金融通特別措置法(衆)

一、寒冷地畑作農業振興臨時措置法(衆)

二、積極的に農家経済の再建を図る意欲を有する者

案(衆)

農家負債整理資金金融通特別措置法

農家負債整理資金金融通特別措置法(衆)

農家負債整理資金金融通特別措置法(衆)

(目的)

第一条 この法律は、天災により多額の負債を有する農家であつて、積極的にその経済の再建を図る者に対して、農林漁業金融公庫がこれに必要な資金を長期かつ低利で貸し付けることにより農家経済の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 農家 農業による所得が総所得の五割以上である者をいう。

二 負債 農家の負担する私法上の金銭債務で、この法律施行の日以前に発生したものと同一のものとする。

三 固定化負債 償還期限到来後一年以上を経過した負債をい

(貸付)
第三条 農林漁業金融公庫(以下「公庫」という。)は、第一条の目的を達成するため、次の各号に該当する者で第六条第一項の都道府県知事の認定を受けた者に対するものとす

る。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

十一月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一 天災により生じた固定化負債

のためその農業経営が著しく不安定である者

二 積極的に農家経済の再建を図る意欲を有する者

三 前条の規定による貸付金三分、その償還期間は三十年以内、その据置期間は三十年以内、

四 (貸付条件)

第四条 前条の規定による貸付金(以下「貸付金」という。)の利率は年三分、その償還期間は三十年以内、その据置期間は五年以内とする。

五 (貸付金額等の決定)

第五条 公庫は、第三条の規定による資金の貸付を行う場合には、貸付の申込をした者につき、次条第一項の農家経済再建計画及び都道府県知事の意見を参考して他に貸付金額及び償還期間その他の貸付条件を定めなければならない。

六 (農家経済再建計画が適正であること)

第六条 第三条の規定による資金の貸付を受けようとする者は、省令で定める手続に従い、農家経済再建計画を作成し、これを申請書に添え、都道府県知事に提出して、当該貸付を受けることが適当である旨の都道府県知事の認定を受けなければならぬ。

七 (農家が農家経済再建計画を作成するにあたっては、農業協同組合及び負債の債権者の協力を求めるものとする)

(都道府県知事の指導及び助言)

第七条 都道府県知事は、貸付金の貸付を受けようとする者又は貸付金の貸付を受けた者に対し、その農家経済再建計画の作成又は実施につき必要な指導及び助言をするものとする。

八 (都道府県は、農家経済再建計画の作成及び実施の指導に当らせるため、農家経済再建指導員を置くことができる)

第八条 政令で定める資格を有する者で政令で定める資格を有する者でなければ、農家経済再建指導員に任命されることができない。

九 (融通法を「融通法又は特別措置法」に改める)

第九条 第二十九条第二項第一号中「若しくは融通法を「融通法又は特別措置法」に改める。

十 (融通法を「融通法又は特別措置法」に改める)

第十条 第二項第一号中「若しくは融通法を「融通法又は特別措置法」に改める。

十一 (融通法を「融通法又は特別措置法」に改める)

第十一项第一号中「若しくは融通法を「融通法又は特別措置法」に改める。

十二 (融通法を「融通法又は特別措置法」に改める)

第十二项第一号中「若しくは融通法を「融通法又は特別措置法」に改める。

十三 (融通法を「融通法又は特別措置法」に改める)

第十三项第一号中「若しくは融通法を「融通法又は特別措置法」に改める。

十四 (融通法を「融通法又は特別措置法」に改める)

第十四项第一号中「若しくは融通法を「融通法又は特別措置法」に改める。

十五 (融通法を「融通法又は特別措置法」に改める)

第十五项第一号中「若しくは融通法を「融通法又は特別措置法」に改める。

六 貸付金の償還に関する事項

七 その他省令で定める事項

八 都道府県が、農家経済の再建に関し調停あつ旋、勧告等を行う機関を設置する市町村に対し、補助を行う場合における当該補助に要する経費

九 (目的)

第一項の規定による貸付金(以下「貸付金」という。)の利率は年三分、その償還期間は三十年以内、その据置期間は五年以内とする。

十 (農家経済再建計画が適正であること)

第二項第一項中「必要な資金」の下に「及び農家負債整理資金金融通特別措置法(昭和三十三年法律第三百五十五号)」の一部を次のように改正する。

十一 (農家が農家経済再建計画を作成するにあたっては、農業協同組合及び負債の債権者の協力を求めるものとする)

十二 (都道府県知事の指導及び助言)

第三項第一項中「第二条に規定する資金」の下に「及び農家負債整理資金金融通特別措置法(昭和三十三年法律第三百五十五号)」に基き、農家に対する天災により生じた固定化負債の整定する資金を加える。

十三 (融通法を「融通法又は特別措置法」に改める)

第二十九条第二項第一号中「若しくは融通法を「融通法又は特別措置法」に改める。

十四 (融通法を「融通法又は特別措置法」に改める)

第二十九条第二項第一号中「若しくは融通法を「融通法又は特別措置法」に改める。

十五 (融通法を「融通法又は特別措置法」に改める)

第二十九条第二項第一号中「若しくは融通法を「融通法又は特別措置法」に改める。

十六 (融通法を「融通法又は特別措置法」に改める)

第二十九条第二項第一号中「若しくは融通法を「融通法又は特別措置法」に改める。

十七 (融通法を「融通法又は特別措置法」に改める)

第二十九条第二項第一号中「若しくは融通法を「融通法又は特別措置法」に改める。

十八 (融通法を「融通法又は特別措置法」に改める)

第二十九条第二項第一号中「若しくは融通法を「融通法又は特別措置法」に改める。

十九 (融通法を「融通法又は特別措置法」に改める)

第二十九条第二項第一号中「若しくは融通法を「融通法又は特別措置法」に改める。

二十 (融通法を「融通法又は特別措置法」に改める)

第二十九条第二項第一号中「若しくは融通法を「融通法又は特別措置法」に改める。

二十一 (融通法を「融通法又は特別措置法」に改める)

第二十九条第二項第一号中「若しくは融通法を「融通法又は特別措置法」に改める。

二十二 (融通法を「融通法又は特別措置法」に改める)

第二十九条第二項第一号中「若しくは融通法を「融通法又は特別措置法」に改める。

要する経費

二 都道府県が、農家経済の再建に関し調停あつ旋、勧告等を行う機関を設置する市町村に対する補助に要する経費

三 (目的)

第一項の規定による貸付金(以下「貸付金」という。)の利率は年三分、その償還期間は三十年以内、その据置期間は五年以内とする。

四 (農家が農家経済再建計画を作成するにあたっては、農業協同組合及び負債の債権者の協力を求めるものとする)

五 (都道府県知事の指導及び助言)

第一項第一項中「必要な資金」の下に「及び農家負債整理資金金融通特別措置法(昭和三十三年法律第三百五十五号)」に基き、農家に対する天災により生じた固定化負債の整定する資金を加える。

六 (融通法を「融通法又は特別措置法」に改める)

第二十九条第二項第一号中「若しくは融通法を「融通法又は特別措置法」に改める。

七 (融通法を「融通法又は特別措置法」に改める)

第二十九条第二項第一号中「若しくは融通法を「融通法又は特別措置法」に改める。

八 (融通法を「融通法又は特別措置法」に改める)

第二十九条第二項第一号中「若しくは融通法を「融通法又は特別措置法」に改める。

九 (融通法を「融通法又は特別措置法」に改める)

第二十九条第二項第一号中「若しくは融通法を「融通法又は特別措置法」に改める。

十 (融通法を「融通法又は特別措置法」に改める)

第二十九条第二項第一号中「若しくは融通法を「融通法又は特別措置法」に改める。

十一 (融通法を「融通法又は特別措置法」に改める)

第二十九条第二項第一号中「若しくは融通法を「融通法又は特別措置法」に改める。

十二 (融通法を「融通法又は特別措置法」に改める)

第二十九条第二項第一号中「若しくは融通法を「融通法又は特別措置法」に改める。

十三 (融通法を「融通法又は特別措置法」に改める)

第二十九条第二項第一号中「若しくは融通法を「融通法又は特別措置法」に改める。

十四 (融通法を「融通法又は特別措置法」に改める)

第二十九条第二項第一号中「若しくは融通法を「融通法又は特別措置法」に改める。

十五 (融通法を「融通法又は特別措置法」に改める)

第二十九条第二項第一号中「若しくは融通法を「融通法又は特別措置法」に改める。

十六 (融通法を「融通法又は特別措置法」に改める)

第二十九条第二項第一号中「若しくは融通法を「融通法又は特別措置法」に改める。

十七 (融通法を「融通法又は特別措置法」に改める)

第二十九条第二項第一号中「若しくは融通法を「融通法又は特別措置法」に改める。

要する経費

二 都道府県が、農家経済の再建に関し調停あつ旋、勧告等を行う機関を設置する市町村に対する補助に要する経費

三 (目的)

第一項の規定による貸付金(以下「貸付金」という。)の利率は年三分、その償還期間は三十年以内、その据置期間は五年以内とする。

四 (農家が農家経済再建計画を作成するにあたっては、農業協同組合及び負債の債権者の協力を求めるものとする)

五 (都道府県知事の指導及び助言)

第一項第一項中「必要な資金」の下に「及び農家負債整理資金金融通特別措置法(昭和三十三年法律第三百五十五号)」に基き、農家に対する天災により生じた固定化負債の整定する資金を加える。

六 (融通法を「融通法又は特別措置法」に改める)

第二十九条第二項第一号中「若しくは融通法を「融通法又は特別措置法」に改める。

七 (融通法を「融通法又は特別措置法」に改める)

第二十九条第二項第一号中「若しくは融通法を「融通法又は特別措置法」に改める。

八 (融通法を「融通法又は特別措置法」に改める)

第二十九条第二項第一号中「若しくは融通法を「融通法又は特別措置法」に改める。

九 (融通法を「融通法又は特別措置法」に改める)

第二十九条第二項第一号中「若しくは融通法を「融通法又は特別措置法」に改める。

十 (融通法を「融通法又は特別措置法」に改める)

第二十九条第二項第一号中「若しくは融通法を「融通法又は特別措置法」に改める。

十一 (融通法を「融通法又は特別措置法」に改める)

第二十九条第二項第一号中「若しくは融通法を「融通法又は特別措置法」に改める。

十二 (融通法を「融通法又は特別措置法」に改める)

第二十九条第二項第一号中「若しくは融通法を「融通法又は特別措置法」に改める。

十三 (融通法を「融通法又は特別措置法」に改める)

第二十九条第二項第一号中「若しくは融通法を「融通法又は特別措置法」に改める。

十四 (融通法を「融通法又は特別措置法」に改める)

第二十九条第二項第一号中「若しくは融通法を「融通法又は特別措置法」に改める。

十五 (融通法を「融通法又は特別措置法」に改める)

第二十九条第二項第一号中「若しくは融通法を「融通法又は特別措置法」に改める。

十六 (融通法を「融通法又は特別措置法」に改める)

第二十九条第二項第一号中「若しくは融通法を「融通法又は特別措置法」に改める。

十七 (融通法を「融通法又は特別措置法」に改める)

第二十九条第二項第一号中「若しくは融通法を「融通法又は特別措置法」に改める。

達成のため必要な農業生産の基礎

条件を整備するとともに、長期低利資金の融通その他の助成措置を講じ、もつて、農業生産力の発展と農業経営の安定を図ることを目的とする。

(寒冷地畑作農業振興地域の指定)

第二条 農林大臣は、次の各号の条件に該当する畑作農業地域で、主畜經營又は混同經營によらなければ、その地域内の農業者の經營の安定がえられないと認められる道県の区域の全部又は一部を寒冷地畑作農業振興地域として指定する。

一 平年度において、五月から九月までの積算温度が摂氏二千六百度以下であつて、かつ、無霜期間が百七十日以内又は七月及び八月の平均気温が摂氏二十度以下であること。

(寒冷地畑作農業経営の目標)

第三条 寒冷地畑作農業振興地域に係る道県知事は、農林省令の定めるとこにより、当該地域につき自然的経済的社会的条件が共通な地区ごとに当該地区的立地条件に適合した農業経営基準を定め、これを公表しなければならない。

2 寒冷地畑作農業振興地域に係る市町村長は、前項の農業経営基準に基き、当該市町村の地域内の農業者の農業經營の目標としてその立地条件に適合した營農類型を定め、これを道県知事に提出するとともに公表しなければならない。(農業振興計画)

第四条 寒冷地畑作農業振興地域に

係る市町村長及び道県知事並びに農林大臣は、それぞれ寒冷地畑作

農業振興地域内の農業者が前条第

二項の規定により市町村長が定めた營農類型に到達することを容易

にするため、農業生産基盤、農業

整備に関する農業振興計画を定

め、その要旨を公表しなければな

らない。

2 道県知事又は農林大臣が前項の農業振興計画を定めるには、それ

ぞれ市町村長又は道県知事の定め

た農業振興計画を参考してこ

れを行ふものとする。

3 政府は、毎年度、国の財政の許

す範囲内において、第一項の国の農業振興計画を実施するために必

要な経費を予算に計上しなければ

ならない。

(寒冷地農業經營改善資金の貸付)

第五条 農林漁業金融公庫は、次条

第一項の道県知事の認定を受けた

者に対し、当該認定された農業經營改善計画を実施するために必要な資金であつて、次の各号に掲げる

る事業に要する資金を寒冷地農業

經營改善資金として貸し付けるも

のとする。

一 農地又は牧野の造成又は改良

二 耕地防風林の造成

三 家畜の導入

四 畜舎、サイロ、尿だめ、堆肥

購入

2 農業振興計画

農業用機械器具で農林大臣

及び大蔵大臣の指定するものの

又は農業用機械器具の購入に関

七年法律第三百五十五号) 第十八

条第二項の規定にかかるらず、前項の寒冷地農業經營改善資金の貸付の利率は年三分五厘以内、その償還期間は三十年以内(据置期間を含む)、その据置期間は五年以内とし、据置期間中は無利子とする。

3 農林漁業金融公庫は、第一項の資金の貸付にあたつては、農業經營改善計画の実施が円滑に行われるよう、計画的かつ効率的に行われなければならない。

4 申請者の農業經營改善の意欲がおう盛であること。

5 申請書の提出があつたときは、

次の各号の要件をみたす場合に限り、同項の認定をするものとする。

6 その他の農林省令で定める事項

する事項

五 資金の調達及び償還に関する事項

六 その他農林省令で定める事項

事項

第八条 第五条第一項の資金の貸付を受けた者は、毎年度、農林省令の定めるところにより、農業經營改善報告書を作成し、これを市町村長を経由して道県知事に提出しなければならない。

第九条 第五条第一項の資金の貸付を受けた者は、毎年度、農林省令の定めるところにより、前項の農業經營改善報告書に基き、事業成績書を作成し、これを農林大臣に提出しなければならない。

第十条 道県知事は、公布の日から施行する。

第十二条 この法律は、昭和四十四年三月三十日限り、その効力を失う。

附 則

1 この法律は、この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、この法律は、昭和四十四年三月三十日限り、その効力を失う。

3 政令で定める資格を有する者でなければ、農業經營改善指導員に任命されることができない。

4 政府は、道県に対し、予算の範

成及び実施の指導に当らせるた

くに付けて意見を附さなければならない。

5 道県は、農業經營改善計画の作成及び実施の指導に当らせるた

くに付けて意見を附さなければならない。

6 政令で定める資格を有する者でなければ、農業經營改善指導員に任命されることができない。

7 政令で定める資格を有する者でなければ、農業經營改善指導員に任命されることができない。

8 政令で定める資格を有する者でなければ、農業經營改善指導員に任命されることができない。

9 政令で定める資格を有する者でなければ、農業經營改善指導員に任命されることができない。

10 政令で定める資格を有する者でなければ、農業經營改善指導員に任命されることができない。

11 政令で定める資格を有する者でなければ、農業經營改善指導員に任命されることができない。

12 政令で定める資格を有する者でなければ、農業經營改善指導員に任命されることができない。

13 政令で定める資格を有する者でなければ、農業經營改善指導員に任命されることができない。

14 政令で定める資格を有する者でなければ、農業經營改善指導員に任命されることができない。

15 政令で定める資格を有する者でなければ、農業經營改善指導員に任命されることができない。